

ストック・オプション課税に関する論争

楊 光 洙
塚 本 由 基

I. はじめに

国税庁は平成13年度において、会社役員等へのストック・オプションの集中調査を実施し、調査対象369件中363件、合計203億円の申告漏れを指摘し、加算税を含めて総計75億円余の追徴課税を実施した¹⁾。このストック・オプションの権利行使にかかる課税処分をめぐっては、税務当局への異議申し立て、国税不服審判所への審査請求が激増し、外資系企業の日本法人役員を中心とした訴訟が当時11件起こされた。そして、平成14年11月26日、東京地方裁判所民事第三部（藤山雅行裁判長）において、ストック・オプション課税に対する司法判断がなされた。藤山裁判長は、ストック・オプションの権利行使による経済的利益は給与所得とする税務当局側の主張を認めず、納税者側の主張である一時所得とする判決を下した。これに対し、税務当局は平成14年12月10日にこの判決を不服として東京高等裁判所に控訴し、全面的に争うことになった。

本稿は、ストック・オプションの権利行使によって得た経済的利益の取り扱いについて検討することが目的である。まず、平成14年11月26日の東京地方裁判所民事第三部での裁判例を紹介し、その裁判例の検討を行う。最後に、研究成果からの意味と今後の課題について述べる。

II. 裁判例の概要

ここでは、ストック・オプション課税に対する司法判断がなされた東京地方裁判所民事第三部平成14年11月26日の裁判例について分析を行う。

〔判決〕東京地方裁判所民事第三部平成14年11月26日

〈事実の概要〉

納税者・原告Xは、日本国内法人訴外A社の従業員であるが、A社の100パーセント親会社である外国法人訴外B社のストック・オプション（以下、「本件ストック・オプション」という）を、平成5年7月30日から平成8年7月15日までの4年間に、ほぼ1年ごとに4回付与された。本件ストック・オプションは、従業員の経済的利益と株式を長期に保有することによる価値を結びつけることにより、実質的に責任ある職にふさわしい人材を誘引しあつ維持すること、その人材に対して、付加的なインセンティブを提供することにより会社の事業の成功を促進することを目的とし、B社の従業員またはその子会社の従業員に対し、B社取締役会の決定に基づいて付与されていた。

本件ストック・オプションについては、XとB社との契約により、次のような内容が定められていた。①本件ストック・オプションは、将来の一定時点において一定の価格（以下、「権利行使価格」という）で購入する権利であり、その権利行使価格は、付与日のB社普通株式のNASDAQ市場終値である。②本件ストック・オプションにかかる権利は、付与日から一年を経過した時点で対象株式の8分の1について権利行使可能となり、その後6ヶ月ごとに8分の1ずつ権利行使可能となり、付与後54ヶ月経過時点で全株式について権利行使可能となる。③本件ストック・オプションにかかる権利は、付与日から7年を経過した時点で失効する。④本件ストック・オプションにかかる権利は、オプション保有者が従業員として

の継続的な地位を有する間に権利行使することができ、オプション保有者が退職する場合には、退職時点において権利行使可能となった株式数を限度として、退職後3ヶ月以内に限って行使できる。⑤本件ストック・オプションにかかる権利は、相続または遺言以外の方法で、ストック・オプションにかかる権利を売却、質入れ、譲渡、担保権設定、移転または処分することができず、オプション保有者の生存中は、オプション保有者のみが権利行使することができる。

Xは、平成8年から10年にかけて、それぞれ本件ストック・オプションにかかる権利を行使して、B社普通株式を権利行使価格で取得し、これを権利行使時の時価で売却して、株式売却価格から権利行使価格を差し引いた額の権利行使利益を得た。Xは、この権利行使利益を一時所得として各年度の所得申告を行い、その後に、修正申告を行っている。

これに対して、被告Y税務署長は、前述の権利行使利益が給与所得にあたるとの前提でXの所得の再計算を行った上、更正および過少申告加算税賦課決定処分（以下、更正については「本件更正」、過少申告加算税賦課決定処分については「本件賦課決定処分」、これらを併せて「本件更正等」という）を行った。Xは、本件更正等を不服とし、異議申し立てを行ったが棄却され、さらに国税不服審判所に審査請求したが、審査請求から3ヶ月以内に裁決がされなかつたため、訴訟に及んだ。この審査請求については、訴訟提起後の平成13年12月25日に、審査請求を棄却する旨の裁決がされている。

その後、Yは、本件賦課決定処分を一部取り消し、過少申告加算税額を減額した（以下、「加算税減額処分」という）。この加算税減額処分は、ストック・オプションの権利行使利益を給与所得とするか、一時所得とするかによって税額が異なってくる部分について、一時所得として申告をしたことによる正当な理由があるものと認めて過少申告加算税を課さないこととし、Xが一時所得の申告漏れがあったとして自ら修正申告をした結果、税額が増加した部分に対してのみ過少申告加算税を課すこととしたものである。

本件の争点は、Xが本件ストック・オプションの権利行使によって得た権利行使利益の所得区分を、Xの主張する一時所得として課税すべきか、Yの主張する給与所得または雑所得として課税すべきかという点にあり、この点に関する当事者双方の主張は、次のとおりである。

Xは、本件ストック・オプションは、①過去の精勤に対する対価ではなく、将来における長期的な貢献を考慮して付与されるものであり、報酬というよりは報奨金に位置づけられるものであること、②雇用契約の当事者であるA社ではなく、親会社のB社がストック・オプションの権利を付与していることからも、労務の対価とみることは困難であること、③ストック・オプションの権利行使利益が得られるかどうか、また、その額がどの程度になるかは、株価の変動に依拠することになるから、このような利益は反復性、継続性のない偶発的な利得であり、給与所得ではなく一時所得に該当すると主張している。

また、Xは、ストック・オプション課税のあり方を検討するにあたって、課税対象としては、ストック・オプション自体の経済的価値（以下、「オプション価格」という）に課税するのか、それとも権利行使利益に課税するのか、そして、課税時期については、権利付与時、権利行使時、株式売却時のいずれの時点で課税をするのか、といった点について十分な分析、検討が行われていないとして問題を提起している。また、Xは、ストック・オプション課税について、税務当局が、長年権利行使利益に対して一時所得として課税をすべきものであるとしてきていたが、平成10年になってから権利行使利益を給与所得として課税すると変更し、平成8年まで遡及して本件更正による課税を受けることになったと主張している。

このような税務当局の行為は、税務当局の公式見解を信頼し、権利行使利益は一時所得に該当するものとして申告を行ったXに対して、Xの責に帰るべき事由がないにもかかわらず、税務当局側の事情のみに基づいて従来の方針を変更して本件更正を行ったものであり、これによってXは、納税額の増額という経済的不利益を受けているのであるから、本件更正は

信義則に違反すると指摘している。さらに、税務当局の方針変更によって、課税実務においても混乱が生じており、納税者や所管税務署ごとに、過去の申告に対して一切更正を受けていない者等がいて、不平等な状態が生じていることも述べている。

他方、Yは、給与所得の概念について、所得税法28条の「これらの性質を有する給与にかかる所得」とは、給与支給者との関係で、何らかの空間的、時間的拘束を受けた非独立的、従属的な役務提供の対価を広く含むべきであるとしている。一時所得については、担税力が低い一時的、恩恵的、偶発的所得であるかどうかという観点から厳格に判断すべきものであり、役務提供の対価をこれに含めることは一時所得の意義に反するものであると認識している。したがって、ストック・オプションについては、会社の業績が向上し、株価が高騰すれば多額の金銭的利益を得られることから、ストック・オプションの権利を付与された従業員にインセンティブを付与するものであるから、奨励報酬の一種であると位置づけている。

この理由で、本件ストック・オプションについても、これは奨励報酬の一種であり、XがB社の100パーセント子会社であるA社の従業員としてストック・オプションの権利を付与されたものであるから、非独立的、従属的な役務提供の対価として給与所得にあたるとしている。また、本件ストック・オプションは、権利行使まで一定期間の経過が条件になっていることから、ストック・オプションの権利付与時においては、権利行使するかどうか、また、権利行使利益がどの程度になるかは判明していない。そのため、権利確定主義の下、権利行使によって実際に権利行使利益が生じた段階で、これに対して、給与所得課税を行うべきであるとしている。さらに、ストック・オプション制度の導入拡大を取り扱ってきた租税特別措置法29条では給与および退職給与に位置づけられているから、その権利行使利益は給与所得と考えられるとしている。

一方、Xの主張に対しても、①については、給与所得の対象は過去の精勤の対価に限定されるものではないとし、②については、給与所得かどうか

かは役務提供の対価かどうかが重要であって、雇用契約の当事者から給付されたものにのみ限定されないとしている。③についても、権利行使利益の発生は株価の変動に依拠するものの、給与所得と一時所得の区別では権利行使利益の所得源泉が従属的要素に基づくものであるかどうかが重要であり、株価の変動に依拠するかどうかは重要ではないとしている。信義則に違反しているという指摘については、ストック・オプション課税について税務当局の方針が変更されたことは事実であるが、これは本来あるべき課税がなされたものにすぎず、過少申告加算税を賦課しないことで十分に対応されているため経済的損失がないので、信義則に違反しないとしている。また、仮に権利行使利益が給与所得でないとしても、それは対価性を有するから、雑所得に該当すると予備的主張を行っている。

〈判旨〉

本件ストック・オプションの権利行使利益が給与所得に該当するかどうかを判断するに際して、Xの主張するとおり、①本件ストック・オプションは過去の精勤に対する対価ではないこと、②本件ストック・オプションの権利を付与したのが雇用契約の当事者であるA社ではなく、親会社であるB社であること、③権利行使利益が労務の対価であるかどうかや、その額は、権利を付与された者の労務内容よりも、偶然的な要素に左右されるものであるため、労務の対価と評価できるかといった3点を考慮する必要がある。

しかし、これらのうち、①、②の点については、本件ストック・オプションの給与所得該当性を否定する根拠にはなり得ないと考えられる。その理由として、①については、将来におよぶ長期的な貢献に対して給付されたものも、それが対価として評価できるものならば、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的、断続的に労務または役務を提供したことに対する対価であるといつても妨げにはならない。さらに、本件ストック・オプションは、有能な人材をA社に誘引しかつ維

持することを通じてA社およびB社に貢献することを期待して給付されるものなので、労務の対価とみることには何ら問題がない。

また、②についても、本件ストック・オプションの権利は、Xとの雇用契約の当事者ではないB社から付与されたものではあるが、B社は、その100パーセント子会社であるA社との特殊な関係を前提としている。XのA社における労務や、それによる貢献が、B社の業績向上にもつながるものであることから、ストック・オプションの権利を付与しているものなので、付与されたストック・オプションの内容と原告の労務との関係によっては、これをXのA社における労務の対価ということも可能と考えられる。さらにA社とB社との間では、B社がA社の社員に対してストック・オプションの権利を付与することについて、合意が成立していることは容易に推測できるため、本件ストック・オプションは、B社がA社との間の合意に基づき、A社のために、A社の社員に対する給与を補完するものとして支給しているものと評価することもできる。そのため、支給者の点を問題とする余地はありませんが、給与所得該当性を否定する根拠となるものではない。

したがって、本件の問題は、③について、本件ストック・オプションの権利行使利益が労務の対価であるかどうかといった点に帰着することができる。Yは本件ストック・オプションの権利行使利益は給与所得にあたると主張するが、これは第一に、ストック・オプション自体が給与所得にあたり、その額は権利行使利益に基づいて算定すべきという主張なのか、第二に、権利行使利益自体が給与所得に該当するという主張なのか明らかでないので別個に取り扱う。

第一の考え方によると、本件ストック・オプション自体は、従業員等の労務の対価として付与されたと考えることでき、給与所得として課税の対象とは可能である。しかし、このように考えた場合、ストック・オプションの収入金額は、本件ストック・オプションの収入金額の算定方法についての定めがない以上、所得税法36条に基づき、本件ストック・オプションの権利付与時のオプション価格というべきであり、権利行使利益

が収入金額に該当するとはいえない。Yは、本件ストック・オプションの権利付与時には経済的利益が実現していないから、その権利行使時に価格評価をすべきであると主張をするが、このような主張が仮に権利付与時には一定期間の労務がないために権利確定ができないという意味ならば、条件成就時にオプション価格を収入金額に算入する理由にはなるが、権利行使時に権利行使価格を収入金額に算入すべき理由にはならない。

また、実際に権利行使されるまで具体的な経済的利益額がわからないといふのは、ストック・オプションが期待権である以上当然である。さらに、オプション価格の算定が困難であるから権利行使価格に基づいてそれを算定するという考え方であるならば、それは法的根拠のない擬制であり、法令上の根拠があって初めて可能になるところである。結局、本件ストック・オプション自体が給与所得に該当するとみる以上、その評価額が権利行使利益の額であるとする見解は、現行法制を前提とする限り、いかなる意味においても、成立しないといえる。

第二の考え方も結論的には成立しない。権利行使利益が給与として付与されたストック・オプションから派生して得られた利益であるから労務の対価にあたると考えたとしても、権利行使可能時点で、本件ストック・オプションにかかる権利は完全にXに移転しているから、権利行使利益はXの取得した運用益であって給与ではない。仮にこの考え方依拠した場合、従業員の受けた給付のみならずその運用益についても際限なく給与所得課税を受けることになる。権利行使利益がストック・オプションから直接派生するという主張も可能であるが、現物給与があった後の現物の時価変動まで給与所得として課税されかねず、相当ではない。

権利行使時にB社は権利行使価格で株式をXに譲渡する義務を負うが、これは権利行使利益という含み益を有する株式を譲渡することになり、その含み益部分を無償でXに移転したのであるから給与にあたると考えることもできる。しかし、労務の対価であり、また、給与所得となるための継続的、安定的な所得であるためには、従業員が提供した労務の質および量

と当該給付との間に厳密な比例関係は不要としても、経済的合理性に基づいた対価関係がなければならず、雇用契約またはこれに類する関係に基づいて給付されたものがすべて給与所得にあたるという考え方は採用できない。

以上の結果、権利行使利益とXの労務との相関関係は希薄かつ間接的であること、同一の労務提供に対しても投資判断の時期によっては権利行使利益が異なる可能性があること、退職後でも株価の上昇により権利行使利益を得ることができるが、この場合の権利行使利益を労務の対価ということは困難であること、賞与については労務評価と支給額に一定の関連性を有するからストック・オプションと賞与を同種のものとは考えられないこと等から、本件ストック・オプションの権利行使利益は労務の対価ではなく、給与所得に該当しない。

付言すれば、当裁判所は、本件ストック・オプションの権利付与時または権利行使可能時に、その時点のオプション価格を収入金額として給与所得課税をすべきとの意見ではない。ストック・オプションは期待権であり、これを保有しているだけでは経済的利益が現実化しているとはいえない側面もあるから、ストック・オプションの権利付与時または権利行使可能時には課税をしない考え方も十分にありえる。しかしその場合には、権利行使利益に対して一時所得課税を行うか、法令上の手当をした上で給与所得課税をすべきである。現実的な経済的利益を与えられた場合と、単なる期待権を与えられたに過ぎない場合とで、課税上の取り扱いが異なったとしても問題はない。また、租税特別措置法29条の2は、租税特別措置法上のストック・オプション課税のあり方を定めたものであり、ストック・オプション一般についての定めをしたものではないから、これを根拠に本件における給与所得課税を正当化することはできない。さらに、本件の権利行使利益は労務の対価ではないことから、雑所得にも該当しない。

以上のとおり、本件ストック・オプションの権利行使利益は、Xの労務の対価ではなく、その投資判断による一時的、偶発的所得であって、勤労

性所得ではなく、ストック・オプションという期待権に基づく資産性所得であり、継続的に発生するものとはいえないことから、給与所得や雑所得とは異なり、一時所得に該当するといえる。したがって、本件ストック・オプションの権利行使利益を給与所得とした本件更正処分は違法である。

III. 裁判例の検討

1. 判旨賛成の根拠

本判決の主たる争点は、B社がA社の従業員であるXに付与したストック・オプションの権利行使による経済的利益を、税務当局が給与所得として更正処分したが、その法律的根拠はあるのかということである。これは、本件ストック・オプションの権利行使による経済的利益の所得区分の問題であり、この経済的利益が所得税法上、税務当局の主張する給与所得に該当するのか、それとも、株式発行法人の株主への非継続的贈与である一時所得に該当するのか、という問題である。

日本企業の従業員等へのストック・オプションについては、その権利行使による経済的利益の所得区分は給与所得または譲渡所得とする通達が出ている。しかし、通達は、上級行政が法令の解釈や行政の運用方針等について、下級行政に対する命令ないし指令である²⁾ため、行政組織内では拘束力をもっているが、納税者である国民に対して拘束力をもつものではなく、また、裁判所についても通達には拘束されない。したがって、本判決では、海外の外資系企業を中心とした外国親会社によるわが国子会社役員や従業員等へのストック・オプションの権利付与によって得られた所得に対して、通達に基づいて課税がなされたことが問題となっているのである。

(1) 権利行使利益の給与所得該当性

本判決は、Yの主張が、本件ストック・オプション自体を給与所得とす

るというものと仮定して、仮にそうであるならば、その収入金額は期待権としてのオプション価格であり、権利行使利益がストック・オプションの権利付与時または条件であった労務期間経過時の収入金額にあたるとはいえないとして、その主張を斥けた。しかしながら、裁判所自身が争点として権利行使利益の所得区分が問題となっている旨を述べていることからも、本件におけるYの主張は、権利行使利益が給与所得にあたるという主張であることは明らかである。裁判所がYの主張を分けて考察したことは、Xの税務当局側の主張がわかりにくいという問題提起を受けたものと思われる。

次に、本判決は、本来のYの主張と思われる権利行使利益を給与所得とする解釈に関して、第一に、ストック・オプションから派生するものであるから給与所得とする考え方、第二に、B社からXに付与されたストック・オプションの権利行使利益は、B社の100パーセント子会社であるA社からの利益移転と同一であるとみられることから、給与所得に該当するという考え方の二つに分けて考察している。第一に関して裁判所は、ストック・オプションにかかる権利は権利行使が可能となった時点で完全にXに移転しているから、その後の株価の変動、投資判断時期等の諸要因により得られた権利行使利益については、Xは取得した権利を運用して得た運用益であり、その権利行使利益を給与所得にあたるとすることはできないとしている。第二についても、同一の時期に同一の内容のストック・オプションの権利を付与された二人の従業員を例にして、この両名が権利行使をする時期によって権利行使利益が異なる可能性があることを示し、B社の株価とXの労務との間に必ずしも相関関係があるとはいえないとして斥けている。

また、Yは、本件権利行使利益を給与所得とする根拠として、給与所得の範囲を定義する所得税法28条の「俸給、給料、賃金、歳費および賞与並びにこれらの性質を有する給与」のうち、B社からの経済的利益は、俸給、給料、賃金、歳費および賞与には該当しないが、これらの性質を有する給

与に該当すると解釈しているようである。これらの性質を有する給与の意義について、裁判例は、「雇用またはこれに類する原因(例えば、法人の理事、取締役等にみられる委任または準委任等)に基づいて非独立的に提供される労務の対価として、他人から受ける報酬」(福岡高等裁判所昭和63年11月23日判決、神戸地方裁判所平成元年5月22日判決)³⁾としている。すなわち、裁判例は雇用契約に限定するのではなく、委任等の雇用契約以外の契約によって非独立的に提供される労務の対価としての報酬を給与所得としているのであって、労務の提供が義務づけられていないB社との関係において、非独立的に提供される労務は存在しないのであるから、雇用契約またはこれに類する原因にあると認定することはできない。

ストック・オプションの権利付与自体が、親子会社グループから支給されたとするならば、親会社と直接雇用関係がなくとも、非独立的ないし従属性的な人的役務の提供の対価として、給与所得と認定することが可能かもしれない。しかし、この範囲については、平成13年の商法改正で、ストック・オプションの権利付与対象者の限定が撤廃されたことからも、一定の基準を明確に示しておく必要がある。平成14年6月の所得税法の一部改正通達⁴⁾では、この事案を意識して、次のような改正を行っている。

- ①親会社が一定の関係にある子会社の取締役にストック・オプションの権利を付与する場合のように、発行法人と被付与者との間に雇用契約またはこれに類する関係があり、それに起因して付与されたと認められる時には、従来の新株引受権等と同様に、給与所得または雑所得に該当する。
- ②融資先や仕入先、経営コンサルタント、顧問弁護士等であることに関連して付与された場合や、取引会社の取締役等であることに起因して付与された場合のように、発行法人と被付与者との間に取引関係等があり、有利な取引条件の確保や円滑な取引関係の維持等のために付与されたと認められる時には、事業所得または雑所得に該当することになる。

③前記①および②以外の場合には、権利行使時に課税される経済的利益は、実質的に長期間の株式の値上がり益に相当するものであり、一般的には、被付与者においては株価の変動状況等をみて権利行使するか否かの決定を行うものであることから、臨時的、偶発的な所得とは認められず、原則として雑所得に該当することになる。

この新通達から判断すると、ほとんどの場合において一時所得に該当するケースは発生しないことになる。例えば、フランチャイズ等の代理店の従業員にストック・オプションの権利を付与した場合には、上記の通達によれば、②に該当し、この従業員は、通常、サラリーマンであると考えられることから、雑所得として確定申告をしなければならないということになる。したがって、現在では、明らかに親会社と子会社の関係ではなく、資本関係が従属していない代理店との間でも一時所得ということはあり得ないことになる。

(2) 権利行使利益の一時所得該当性

本件ストック・オプションの権利行使利益が給与所得ではないとした場合、それが一時所得か雑所得かということが問題となる。本判決は、ストック・オプションの権利行使利益は、労務の対価としての性質を有していないから雑所得にはあたらないと判示して、税務当局の予備的主張を斥けている。

XがB社から付与されたストック・オプションの権利行使利益は、本件ストック・オプションの性質から、B社がA社に勤務するXに対してインセンティブを期待して、Xに反対給付としての労務の提供を求めるところなく恩恵的に無償で付与されたものである。つまり、XのA社への勤務による労務の対価として、B社に本件ストック・オプションの権利付与を請求できるという性質のものではなく、B社の意思に基づいて一方的に付与されるものであり、必ずしも、継続的に再度付与されるものとはいえないものである。したがって、本件ストック・オプションの権利付与について、X

とB社との間には、雇用契約またはそれに類する原因があるとはいはず、一時的、偶発的な所得であるといえる。

また、このような本件ストック・オプションの性質からすると、その権利行使利益が権利保有者の権利行使時期の選択により、毎年継続的に発生しているとしても、それは、それぞれ独立した一回的な行為が積み重ねられた結果にすぎず、それぞれの行為の間に継続性や回帰性があるとは認められない。そして、その回数が付与されたストック・オプションの範囲内での権利行使にすぎないことからすれば、営利を目的とする継続的行為から生じた所得とみることもできない。しかも、本件ストック・オプションの権利行使利益は権利行使時期の株価の変動という偶発的要因により決定されるものであり、XのA社における勤務内容によって決定されるというものではない。つまり、本件権利行使利益は、その発生原因としてのストック・オプションの権利取得自体が、B社の意思に従って決定される非継続性のあるものである。しかも、その権利行使利益の収入金額が権利行使時期の株価に影響されるものであるから、その収入の発生は非継続性を有する非対価性かつ非営利性の利益ということになる。したがって、一時的、偶発的利得という性質を有する一時所得に該当する。

(3) 更正処分の信義則違反

信義側とは、法律関係の当事者は相手方の期待ないし信頼を裏切ってはならない⁵⁾という原則である。信義側は、納税者側にも、また税務当局側にも適用されるが、主に問題となるのは、税務当局側の行政指導等の変更に関するである⁶⁾。

本判決では、平成8年分の権利行使利益についての一時所得の申告を給与所得として遡及して更正処分が行われているのが特徴である。Xが権利行使利益について一時所得として申告していたのは、平成6年版までの東京国税局所得税課長監修『回答事例による所得税質疑応答集』（大蔵財務協会）において一時所得となる旨の事例回答が紹介されていたこと⁷⁾、當時、

Xからの照会に対して税務署では、ストック・オプションの権利行使をした時点において、権利行使価格と権利行使時点における株式価格との差額である権利行使利益に対し、一時所得としての課税をするという回答を行っていたことに起因するものである。そして、少なくとも『回答事例による所得税質疑応答集』の平成10年版において、給与所得とする見解が表明されるまで、ストック・オプションについては、その権利行使した年分の一時所得として課税されるとの説明がされていた。また、通達においても、平成8年6月の所得税基本通達改正によって、「新株等を取得する権利を与えた場合の所得は、一時所得とする。ただし、当該発行法人の役員または使用人に対しその地位または職務等に関して当該新株等を取得する権利を与えたと認められる場合には給与所得とし、これらのものの退職に起因して当該新株等を取得する権利を与えたと認められる場合には退職所得とする⁸⁾」と規定している。

このことから、ストック・オプションの権利が付与された場合であっても、給与等に代えて与えられたものでない場合には、その経済的利益は一時所得とされるべきものである。Xに給与を支給していないB社が給与に代えてストック・オプションの権利を付与するはずもなく、その権利行使利益が給与所得に該当しないことは明白である。したがって、給与に代えて付与されたものではない平成8年の本件ストック・オプションの権利行使利益を給与所得とした本件更正処分は、信義則に違反し、憲法14条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない⁹⁾」に依拠する租税公平主義にも反した違法なものであるといえる。

2. 判旨反対の根拠

本判決に反対して給与所得とした更正処分を支持する論説として「ストック・オプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」(高橋祐介、税法学、549号) や「ストック・オプション等インセンティブ報酬と税制」

(一高龍司, 法律時報, 75巻4号)がある。これらの論説は給与所得における労務の対価の意義, 一時所得課税の趣旨, 権利行使利益の変動と労務の提供, 過去の精勤の対価・親会社からの給付の観点から, 他の裁判例との整合性を意識して検討を行っている。

(1) 労務の対価の意義

本判決は, 最高裁判所昭和54年4月24日判決から給与所得該当性と労務の対価性の基準を導き出した上で, 本件権利行使利益は労務の対価性要件を充足しておらず, 給与所得と雑所得には該当しないと判示している。しかし, このような考え方には二つの問題点がある。

第一に, 最高裁判所昭和54年4月24日判決では, 弁護士の顧問料が事業所得に該当するのか, それとも給与所得に該当するのかが問題となっている。この事件で最高裁判所は, 顧問料が労務の対価であることを踏まえた上で, 給与所得と事業所得を区別する点から給与所得を定義していると考えられる。したがって, 本件ストック・オプションの権利行使利益が労務の対価であるかどうかを区別すべき本件において, 最高裁判所昭和54年4月24日判決の基準から区別することはできず, この判決を適用するのは不適当である。

第二に, 裁判所が給与所得の判断基準として持ち出している最高裁判所昭和54年4月24日判決は, 事業所得と対比させた上での, 給与所得の定義である。したがって, 労務の対価として雑所得に該当するかどうかは, 労務の対価として雑所得に該当すると考えられた経済的利益を検討して判断すべきであり, 裁判所が最高裁判所昭和54年4月24日判決を雑所得該当性の判断基準としたことには問題がある。

ある経済的利益が給与所得に該当するかどうかが問題となった初期の裁判例は, 使用者が従業員に与える通勤費が所得税法上の給与に該当するかどうかが争われた最高裁判所昭和37年8月10日判決である¹⁰⁾。この裁判例で最高裁判所は, 勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者から受ける給

付は、すべて給与所得を構成する収入と解すべきであると判示して、通勤費が給与所得に該当すると結論づけている。そして、このような最高裁判所の結論づけた裁判例は、その後のフリンジ・ベネフィットをめぐる訴訟や通達でも踏襲されている。

労務の対価という観点からみてみると、通勤費は職務の質や量ではなく、その従業員がどこに住んでいるかによって決まってくるものであるから、それは労務の質や量とほとんど関係がなく、通勤費は従業員であることによって使用者から給付されるものであると考えられる。したがって、最高裁判所昭和37年8月10日判決からは、労務の質や量と給付の関係は問題になっていないということができ、本件権利行使利益の労務の対価性を否定して給与所得には該当しないとした本判決は最高裁判所昭和37年8月10日判決に抵触する可能性が高いと思われる。

雑所得とされる経済的利益のうち、労務の対価性に言及したものとして、最も注目されるべきは、刑事事件ではあるが、政治献金に関する東京地方裁判所平成8年3月29日判決がある¹¹⁾。東京地方裁判所平成8年3月29日判決は、政治献金が雑所得か一時所得かについて、「対価性の要件について、弁護人は、少なくとも供与が過去の利益、恩義に応える趣旨でなされることは必要であり、供与が一般的に人の地位、職務行為に対応、関連してなされただけでは足りないと主張する。しかし、対価性が雑所得の要件(一時所得の消極的要件)とされているのは、対価性を有する所得はたとえ一時的なものであっても偶発的に発生した所得ではなく、類型的にその担税力は対価性のない偶発的な所得のそれよりは大きいと見做し得るからである。そして、所得はその発生形態や性質によって担税力が質的に異なるという前提に立って所得を区分することに当たり、一時所得を一時的・偶発的なものに限定しようとした所得税法の趣旨にしたがえば、供与が具体的な役務行為に対応する場合だけでなく、一般的に人の地位および職務に関連してなされる場合も、偶発的といえないものについては、対価性の要件を満たすと解するのが相当である¹²⁾」と判示している。この東京地方裁判

所平成8年3月29日判決の注目すべき点は二つある。第一に、供与が一般的に人の地位または職務に関連してなされた場合には、対価性要件を充足するとしていること、第二に、対価性要件を原則として充足する供与であっても、偶発的なものは対価性要件を充足しないと判示していることである。なお、リベートや賄賂については一般に雑所得と解されており、経済的利益の供与が具体的な役務行為に対応する場合だけでなく、一般的に人の地位または職務に関連してなされることだけで、対価性を認定している¹³⁾。

東京地方裁判所平成8年3月29日判決をみると、労務の対価とは給付が具体的、特定的な役務行為に対応または等価の関係にある場合に限られるものではなく、広く給付が抽象的、一般的な役務行為に密接、関連してなされる場合を含むことになる。このような観点からすれば、本件権利行使利益を労務の対価とみることは困難ではない。もっとも、この東京地方裁判所平成8年3月29日判決は、広範な労務の対価概念に依拠しつつも、偶発的という要件が加わっている点で制限的であり、どの程度の偶発性があれば対価性を欠くことになるのかは明らかになっていない。

(2) 一時所得課税の趣旨

本判決は、本件権利行使利益の所得分類を考えるにあたり、権利行使利益が給与所得に該当するかどうかについては考察しているが、一時所得に該当するかどうかについては、労務の提供とその対価である給付との相関関係を考慮する際に少し触れた程度で、詳細な考察は行っていない。所得税法34条によって給与所得に該当すれば一時所得に該当しないことになるから、この考え方は当然といえる。

しかし、一時所得の軽課は、一時所得が一時的、偶発的性質のため担税力が低いことから認められるものである。それは、一時所得とされる経済的利益が、懸賞の賞金、競馬の馬券の払戻金、生命保険の一時金等のように、納税者が意図して得ることの難しい所得だからである。しかし、本件権利行使利益は、その経済的利益が株価や投資判断等の様々な要因によっ

て左右されるといつても、かなり意図的に得ることができるものである。したがって、租税優遇ではない一時所得の軽課が、本件権利行使利益のようにかなり意図的に得ることのできる経済的利益に一時所得課税の利用を認めることにより、一種の税額軽減措置、ひいては租税優遇措置の濫用に転じてしまう恐れが生じることになる。

ある所得が一時所得か雑所得かで争われた裁判例として、東京高等裁判所昭和46年12月17日判決がある。この裁判例は、出入業者等から管財課長等の地位にあったものが受ける中元や新築祝い等の所得類方が争点¹⁴⁾となつたものである。東京高等裁判所昭和46年12月17日判決では、「役務の対価とは、狭く給付が具体的、特定的な役務行為に対応、等価の関係にある場合に限られるものではなくて、広く給付が抽象的、一般的な役務行為に密接、関連してなされる場合をも含むものと解するのが相当である」とし、「個別的、表面的にのみこれをみれば、一過的または一回限りの様相を呈するのではあるが、よく全体的・実質的にこれをみれば、その趣旨および内容よりして、被告人の地位や職務を離れては全くありえないものであることが理解され〔る〕¹⁵⁾」として、中元や新築祝い等の所得は一時所得に該当しないとしている。

東京地方裁判所平成8年3月29日判決や東京高等裁判所昭和46年12月17日判決をみると、国会議員秘書への裏献金や出入業者からの中元や新築祝いが役務の対価として雑所得とされているのに、親会社の報酬委員会が権利の付与を決定したストック・オプションの権利行使利益に対価性がないというのは問題であるといえる。

(3) 権利行使利益の変動と労務の提供

本判決は、労務の対価であり、また、給与所得となるための継続的、安定的な所得であるためには、従業員が提供した労務の質および量とその給付との間に厳密な比例関係は不要としても、何らかの相関関係ないし経済的合理性に基づいた対価関係がなければならないとした上で、本件権利行

使利益は株価の推移と権利保有者の投資判断に依拠するから、労務の対価ではないと結論づけている。

しかし、このような結論には二つの問題点がある。第一は、裁判所のいとおりに権利行使利益が株価の推移とXの投資判断に依拠するにしろ、労務の提供と権利行使利益が関係のあることはおそらく確かであるから、その意味で裁判所のいう何らかの相関関係ないし経済的合理性に基づいた対価関係があるとみることは可能である。そもそも、労務の提供と権利行使利益が全くの無関係ならば、本件のようなストック・オプションの権利付与自体が成立しなくなる。したがって、その関係は、例えストック・オプションの権利が親会社から付与されたものであっても、少なくとも企業が重視しうる程度の経済的合理性に基づいた対価関係とみて差し支えないのではないかと思われる。

第二は、権利行使利益がXの労務の質や量とは無関係に、株価の推移とXの投資判断によって決定される側面は、労務の対価の意義のところでも述べたが、労務の対価性を決定する上ではそれほど重要ではないということである。

(4) 過去の精勤の対価・親会社からの給付

本判決は、本件権利行使利益が給与所得に該当するかどうかを考察するにあたり、①本件ストック・オプションが過去の精勤に対する対価ではないこと、②本件ストック・オプションの権利を付与したのが雇用関係の当事者であるA社ではなく、B社であり、A社の社員に対する給与を補完するものとして支給しているものと評価することもできること、③権利行使利益が労務の対価であるかどうかを考慮し、判断を下している。

そして、これらに関する判示からわかるのは、裁判所も原告も被告も、付与されたストック・オプションの権利が給与所得に該当するという前提で議論しているのであって、権利行使利益を給与所得として議論しているのではない¹⁶⁾、ということである。この点で裁判所は、給与所得となるのが

付与されたストック・オプションの権利自体か、それとも権利行使利益かということを、①および②以前に判断すべきであった。仮に、権利行使利益が給与所得であるなら、それは一定期間の在職後に得られるものであるから、過去の精勤の対価といいきれたかもしれない。

次に、②の点について、本件ストック・オプションがA社の給与を補完するため与えられたかどうかは不明であるということである。むしろ、A社に対する労務の対価として与えられた経済的利益であれば、それがB社によって与えられたとしても労務の対価性を失わないと判示してもよかつたのではないかと思われる。

以上、給与所得における労務の対価の意義、一時所得課税の趣旨、権利行使利益の変動と労務の提供、過去の精勤の対価・親会社からの給付の観点から、他の裁判例との整合性を意識して検討を行ってきたが、本件権利行使利益は労務の対価として一時所得とすべきではなかったように思われる。むしろそれは、A社の従業員としての地位ないし職務に対して与えられたものであるために給与所得と考えられる。

3. 判示反対意見に対する反論

本判決に反対して給与所得とした課税処分を支持する論説の検討は、ストック・オプションの権利行使利益の偶発性と労務の対価性に着目して給与所得該当性を斥けた本判決につき、過去の給与所得や雑所得と認められた裁判例を分析して、「勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者から受けける給付は、すべて給与所得」であること、「供与が具体的な役務行為に対応する場合だけでなく、一般的に人の地位および職務に関連してなされる場合も、偶発的といえないものについては、対価性の要件を満たす」や「役務の対価とは、狭く給付が具体的・特定的な役務行為に対応・等価の関係にある場合に限られるものではなくて、広く給付が抽象的、一般的な役務行為に密接・関連してなされる場合をも含む」という裁判例に基づいて、本件権利行使利益は、A社の従業員という地位により取得できたものであ

るから、給与所得に該当するとしている。

しかし、「勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者から受ける給付は、すべて給与所得」という場合の勤労者とは、雇用契約が結ばれた、勤務関係のある、使用者と従業員の関係であって、本件のように、ストック・オプションの権利付与を決定したB社との関係において、雇用契約もなく、勤務関係もないA社の従業員であるXは、B社の勤労者の地位にはないし、B社もXの使用者ではないから、この過去の裁判例は、本件には適切とはいえない。

また、雑所得との関連についても、出入業者から管財課長の地位にあったものが受ける中元や新築祝い等の所得は雑所得とした東京高等裁判所昭和46年12月17日判決は、業者にとっては、直接的な取引関係者の地位にあるものから今後の継続的かつ円滑な取引の維持とさらなる取引関係の発展を期待するという反対給付としてなされた拠出であるから、個人関係のもとでの儀礼的な贈答とは異なることに着目して雑所得とされたものである。

しかし、本件のような場合においては、B社から付与されたストック・オプションの権利行使して経済的所得を得たとしても、A社の従業員であるXは、B社に対して、その経済的所得である権利行使利益についての反対給付を、労務の提供という形式で行うことは想定されていないし、B社の従業員ではないXには、そのようなことは不可能である。仮に、XがB社との関係において、東京高等裁判所昭和46年12月17日判決のような直接的な関係にあるのならば、本件ストック・オプションによる権利行使利益は、中元や新築祝い等の所得を雑所得とした東京高等裁判所昭和46年12月17日判決と同様に、雑所得として課税することが可能であるといえる。

IV. おわりに

現在の課税実務では、雇用契約またはこれに類する原因の下で付与されたストック・オプションの権利行使利益は給与所得とされているが、これ

は、ストック・オプションの権利付与が、従業員の労務の提供に対する付加給付としての包括的な対価的給付であり、仮に株価が上昇した場合には、本来の給付である給与に変えて、また、それに付加して利益供与するという不確定な条件つき給付と考えられているからである。つまり、ストック・オプションの権利行使利益は、雇用契約またはこれに類する原因の下での労務の提供を前提にして、その労務の質や量とは必ずしも比例的相関関係にはないが、雇用契約またはこれに類する原因の下での給与制度の一環のインセンティブ報酬として、ストック・オプションの権利行使利益を付加給付と位置づけているのが、現在の課税実務である。

東京地方裁判所民事第三部平成14年11月26日判決は、その権利行使利益の取得が、偶然的な株価の変動と権利保有者の権利行使時期の選択によって変動するという要因から給与所得該当性を否定しているが、このような判示は、これまでのストック・オプション課税の根本的な問題点について、十分な分析、検討がなされずに、ストック・オプションの権利付与およびその権利行使利益を使用者からのフリンジ・ベネフィットと見なして給与所得課税を行ってきた税務当局に対する勧告ともいえる。

そして、現行の商法のもとでは、新株予約権によりストック・オプションの権利を付与することになるが、その新株予約権は有価証券であり、また、税制適格ストック・オプションの要件の一つである譲渡禁止の条件を充足しないで、特例の適用を断念すれば、自由に譲渡することが可能である。この場合には、本判決および本稿で論じたストック・オプションの権利付与時または権利行使可能時の経済的所得の認識も可能ということになる。

いずれにしても、ストック・オプションの権利行使利益を含めて、ストック・オプションの税法上の取り扱いを法的に整備しなければ、課税実務は混乱して、納税者の予測可能性が崩壊することになる。日本国憲法の30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う¹⁷⁾」と、84条「あらたに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律、または法律

の定める条件によることを必要とする¹⁸⁾」において規定されている租税法律主義の精神にもう一度立ち戻る必要があるのではなかろうか。また、本判決のそもそもの発端がストック・オプションの権利行使利益の所得分類の問題であったことからすれば、現行所得税の10種類の所得分類について、再考する必要があることを指摘しておきたい。

注

- 1) 佐藤尚弘「ストック・オプション制度」『税務弘報』2003年2月号、中央経済社、2003年2月、14頁。
- 2) 金子宏『租税法〔第9版〕』弘文堂、平成15年、112頁。
- 3) 大淵博義、「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その3）」『税務事例』Vol.35No.8、財經詳報社、2003年8月、8頁。
- 4) 国税庁「所得税法の一部改正通達」<http://www.nta.go.jp>、2003年12月2日。
- 5) 金子宏・清水敬次・宮谷俊胤・畠山武道『税法入門〔第4版〕』有斐閣、2000年、59頁。
- 6) 山田二郎『税法講義』信山社出版、1996（平成8）年、46頁。
- 7) 大淵博義、「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その1）」『税務事例』Vol.35No.6、財經詳報社、2003年6月、1頁。
- 8) 裁判所「下級裁主要判決情報」<http://www.courts.go.jp>、2003年12月2日。
- 9) 尾崎哲夫『超訳六法全書【憲法・刑法】』三修社、2003年、27頁。
- 10) 高橋祐介、「ストック・オプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」『税法学』、549号、三晃社、2003年5月、170頁。
- 11) 同上書、173頁。
- 12) 同上書。
- 13) 同上書、173－174頁。
- 14) 一高龍司、「ストック・オプション等インセンティブ報酬と税制」『法律時報』、75卷4号、日本評論社、2003年4月、33頁。
- 15) 同上書。
- 16) 高橋祐介、前掲書、180頁。
- 17) 小林武・三並敏克編『今日日本国憲法は』法律文化社、2000年、253頁。
- 18) 有倉遼吉・時岡弘編『条解日本国憲法』三省堂、1996年、546頁。

〈参考文献〉

- 小林武・三並敏克編『今日本国憲法は』法律文化社，2000年。
- 有倉遼吉・時岡弘編『条解日本国憲法』三省堂，1996年。
- 尾崎哲夫『超訳六法全書【憲法・刑法】』三修社，2003年。
- 山田二郎『税法講義』信山社出版，1996（平成8）年。
- 金子宏『租税法〔第9版〕』弘文堂，平成15年。
- 金子宏・清水敬次・宮谷俊胤・畠山武道『税法入門〔第4版〕』有斐閣，2000年。
- 佐藤尚弘「ストック・オプション制度」『税務弘報』2003年2月号，中央経済社，2003年2月。
- 大淵博義，「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その1）」『税務事例』Vol.35No.6，財経詳報社，2003年6月。
- 大淵博義，「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その3）」『税務事例』Vol.35No.8，財経詳報社，2003年8月。
- 高橋祐介，「ストック・オプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」『税法学』，549号，三晃社，2003年5月。
- 一高龍司，「ストック・オプション等インセンティブ報酬と税制」『法律時報』，75巻4号，日本評論社，2003年4月。
- 裁判所「下級裁主要判決情報」<http://www.courts.go.jp>，2003年12月2日。
- 国税庁「所得税法の一部改正通達」<http://www.nta.go.jp>，2003年12月2日。